

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	株式会社ジーニー
【英訳名】	Geniee, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 工藤 智昭
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長工藤智昭は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、僅少な事業拠点を除く全ての事業拠点を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲については、当社グループの主な事業が広告プラットフォーム事業、マーケティングSaaS事業及びデジタルPR事業であることから、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切と判断いたしました。全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高のおおむね3分の2に達している事業拠点を選定しております。それに加え、M&A等で新たに当社グループに参入した拠点など質的重要性の観点からも、「重要な事業拠点」を選定しております。当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目については、販売活動において多額に計上される、売上高、売掛金、売上原価及びソフトウェア等に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目としてのれん、減損損失等に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は、以下に記載する開示すべき重要な不備が認められるため、財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

(1) 開示すべき重要な不備の内容

当連結会計年度の決算および監査のプロセスにおいて、当社が行った受託開発取引における売上収益の計上および出資契約による投資有価証券の計上に関する会計処理について、会計監査人との協議を契機として慎重に検討を行いました。その結果、重要な修正を行うとともに、公表済みの決算数値の訂正開示を行うこととなりました。

これは主として、決算・財務報告プロセスおよび売上プロセスにおける、以下の財務報告に係る内部統制上の不備に起因するものです。

- ・決算・財務報告プロセスおよび売上プロセスにおいて、取引の経済的実質を踏まえ、会計基準の適用を慎重に判断して適切な会計処理を担保する統制が、十分に運用されていませんでした。

(2) 当連結会計年度末までに是正されなかった理由

当該不備は、当連結会計年度の決算・財務諸表作成プロセス、および期末日以降に識別されたものであるため、当連結会計年度末までに是正措置を完了することができませんでした。

(3) 開示すべき重要な不備に対する是正方針

当社グループは、財務報告の信頼性を確保することの重要性を強く認識し、当該不備を解消するため、以下の是正措置を講じております。

- ・決算スケジュールの見直しを図るとともに、誤謬防止のための網羅的な社内チェックフローを整備いたします。あわせて、会計方針の選択と適用に高度な判断を要する事項については、取引の経済的実質を踏まえた適切な会計処理を行うため、監査法人との事前協議の手続きを定例化するなど、決算・財務報告プロセスにおけるレビュー機能の運用強化を図ってまいります。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。